

京都市告示第566号

京都市水路等管理条例第2条第1号の規定に基づき、水路等を次のように指定し、同条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等を一部廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成30年 1月31日

京都市長 門川大作

(指定水路等)

整理番号	名称	起終	点 点
1	上鳥羽水0079号	南区上鳥羽南島田町34番地の2地先 同町35番地の1地先	
2	下津林水0041号	西京区下津林前泓町41番地の23地先 同町41番地の21地先	

(一部廃止水路等)

整理番号	名称	起終	点 点
1	嵐山水0108号	西京区嵐山風呂ノ橋町2番地の30地先 同町2番地の103地先	

(建設局土木管理部道路明示課)